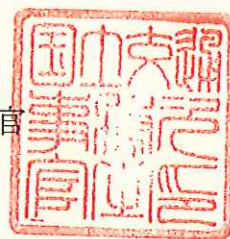




国官総第367号の2
国官技第369号の2
平成22年4月1日

沖縄総合事務局長 殿

国土交通事務次官



国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領の改定について

国土交通省所管公共事業の効率性及び透明性の一層の向上を図るため、今般、新規事業採択時評価の実施方針である「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」及び「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る新規事業採択時評価実施要領」、再評価の実施方針である「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領」を改定したので通知する。

国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領

第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、新規事業採択時評価を実施する。新規事業採択時評価は、費用対効果分析を含め、総合的に実施するものである。

第2 評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く全ての事業とする。ただし、国土交通省が所管する公共事業のうち、いわゆる「その他施設費」に係る事業の評価については、別途定めるところによるものとする。

- (1) 直轄事業
- (2) 独立行政法人等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人（以下「独立行政法人等」という。）が行う事業をいう。）
- (3) 補助事業等（国庫からの補助（間接補助を含む。以下同じ。）、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、(2)に該当するものを除く。）

第3 評価を実施する事業

評価を実施する事業は、以下の事業とする。

- 1 事業費を予算化しようとする事業
- 2 準備・計画に要する費用を予算化しようとする事業。ただし、次に掲げる事業で、事業採択（事業費の予算化をいう。以下同じ。）前の準備・計画段階で着工時の個別事業箇所が明確なものに限る。
 - ① 高規格幹線道路に係る事業、地域高規格道路に係る事業、連続立体交差事業等（高速自動車国道又は都市高速道路に係る事業を除く。）で大規模なもの（着工準備費を予算化するものに限る）。
 - ② 実施計画調査費を予算化するダム事業

第4 評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存

- 1 評価の実施手続

- (1) 評価の実施主体は、本省又は外局（以下「本省等」という。）とする。
- (2) 評価の実施時期は、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度末までとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所では予算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。
- (3) 評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。
 - ① 直轄事業 地方支分部局等は、評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等（以下「データ収集等」という。）を行い、評価を受けるために必要な資料（以下「評価に係る資料」という。）を作成するとともに、本省等に提出する。本省等は、当該事業の予算化について、直轄事業負担金の負担者である都道府県・政令市等に意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くとともに、地方支分部局等と協議しつつ、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の予算化に係る対応方針を決定する。
 - ②1) 独立行政法人等施行事業（独立行政法人等が行う補助事業を除く。） 独立行政法人等は、データ収集等を行い、評価に係る資料を作成するとともに、本省等に提出し、新規事業化要求等を行う。本省等は、当該事業の予算化等について、関係する都道府県・政令市の意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くとともに、独立行政法人等と協議しつつ、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の予算化等に係る対応方針を決定する。
 - 2) 独立行政法人等施行事業（独立行政法人等が行う補助事業に限る。） 独立行政法人等は、データ収集等を行い、評価に係る資料を作成するとともに（間接補助事業の場合については、地方公共団体と十分な調整を図るものとする。）、本省等に提出し、補助金交付等に係る要求（間接補助事業の場合には地方公共団体が実施）を行う。本省等は、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。
 - ③ 補助事業等 地方公共団体等、地方公社又は民間事業者等（国、独立行政法人等、地方公共団体等又は地方公社以外のものをいう。以下同じ。）は、データ収集等を行い、評価に係る資料を作成するとともに、本省等に提出し、補助金交付等に係る要求（間接補助事業の場合には地方公共団体が実施）を行う。本省等は、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。
- (4) 河川事業、ダム事業における評価の実施手続きについては、河川法に基づく河川整備計画の策定・変更の手続きの活用を図るものとする。

2 評価結果、採択箇所等の公表及び関係資料の保存

所管部局等（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局をいう。以下同じ。）は、1 (3) ①及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度の1月末までを目途に、1 (3) ②2) 及び③に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後（年度予算の支出負担行為の実施計画に係らない事業については、独立行政法人等の予算、事業計画及び資金計画に係る国土交通大臣認可の後）、評価結果及び採択箇所等を、評価手法等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所での予算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時に公表するものとする。

また、地方支分部局等、独立行政法人等、地方公共団体等、地方公社又は民間事業者等は、完了後の事後評価実施時点まで費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化の分析を適確に実施するために必要となる関係資料を保存するものとする。

3 一括配分に係る事業に関する特例事項

一括配分に係る事業（地方支分部局等の長が年度予算の支出負担行為の実施計画に関する書類の一部となる計画の作製に係る事務を行う事業）については、以下のとおりとする。

① 1 (1)の規定については、「本省又は外局（以下「本省等」という。）」を「地方支分部局等」と読み替えるものとする。

② 1 (3)の規定については、以下のとおりとする。

1) 1 (3) ②2) 及び③に掲げる種類の事業については、1 (3) ②2) 及び③の「本省等」を「当該事業を所管する地方支分部局等」と読み替えるものとする。

2) 1)の場合、地方支分部局等は、補助金交付等に係る対応方針を本省等に送付するものとする。

③ 2の規定については、「所管部局等（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局をいう。以下同じ。）」を「所管部局等（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局をいう。以下同じ。） 及び当該事業を所管する地方支分部局等」と読み替えるものとする。

第5 評価の手法

1 評価手法の策定

(1) 所管部局等は、事業種別ごとの費用対効果分析を含む評価手法を策定する。なお、

事業種別ごとの評価手法の策定に当たっては、学識経験者等から構成される委員会（以下「評価手法研究委員会」という。）を設置し、意見を聴くものとする。

- (2) 大臣官房は、評価手法について事業種別間において共通的に考慮すべき事項（以下、「共通的事項」）について策定する。なお、共通的事項を策定するに当たっては、第5の3に定める公共事業評価手法研究委員会の意見を聴くものとする。
- (3) 大臣官房及び所管部局等は、それぞれ策定した共通的事項及び事業種別ごとの評価手法を第6に定める公共事業評価システム検討委員会に報告するとともに、策定した評価手法を公表するものとする。
- (4) 評価手法の改善については、第5の1(1)、(2)及び(3)の「策定」を「改善」に読み替えるものとする。

2 評価手法の改善

所管部局等は、評価の精度の向上を図るため、評価の実施の状況等を踏まえ、必要に応じて事業種別ごとに評価手法について検討を加え、その結果に基づいて必要な改善を行うものとする。

3 公共事業評価手法研究委員会

評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について検討するため、国土交通省に学識経験者等から構成する公共事業評価手法研究委員会を設置する。また、必要に応じて、研究委員会の下に分科会を設置する。

第6 公共事業評価システム検討委員会

国土交通省所管公共事業の事業評価の円滑かつ的確な実施を確保するため、国土交通省に公共事業評価システム検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。検討委員会は、事業評価の実施要領の改定等の事業評価に係る重要事項について検討し、決定する。また、検討委員会は、必要に応じて、検討委員会の下に事業特性に応じた部会を設置し、評価の適正化に関する検討を行うものとする。なお、このほか、詳細については、別途定めるものとする。

第7 その他

1 沖縄における事業の取扱

内閣府に予算が一括計上される事業については、内閣府と十分調整を図るものとする。

2 事業種別ごとの実施要領の細目

所管部局等は、本要領に基づき、事業種別ごとの新規採択時評価についての実施要

領の細目を定め、検討委員会に報告するものとする。

第8 施行

- 1 本要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領（平成21年12月24日改定）」は、廃止する。

国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る新規事業採択時評価実施要領

第1 目的

国土交通省の所管するいわゆる「その他施設費」に係る事業について、効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、新規事業採択時評価を実施する。新規事業採択時評価は、費用対効果分析を含め、総合的に実施するものである。

第2 評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、財政法（昭和22年法律第34号）第4条第1項に規定する公共事業費に係る事業であって、国土交通省の所管するいわゆる「その他施設費」に係る事業のうち、原則として、以下の事業を除く全ての事業とする。

- ・ 維持・管理に係る事業
- ・ 災害復旧に係る事業
- ・ 試験研究機関の施設・設備等他の評価手法が確立し、かつ、実施されているものに係る事業
- ・ 条約等国際間の取決めに基づき実施される事業
- ・ 極少額の事業（5,000万円以下の事業）
- ・ 調査に係る事業

なお、対象とする事業の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 直轄事業
- (2) 独立行政法人等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人（以下「独立行政法人等」という。）が行う事業をいう。）
- (3) 補助事業等（国庫からの補助（間接補助を含む。以下同じ。）、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、(2)に該当するものを除く。）

第3 評価を実施する事業

事業費を予算化しようとする事業について評価を実施するものとする。

第4 評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存

1 評価の実施手続

- (1) 評価の実施主体は、本省、外局又は国土交通省の設置する特別の機関（以下「本

省等」という。)とする。

- (2) 評価の実施時期は、(3)①1)、①2)及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度末までとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所です算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。

- (3) 評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

①1) 直轄事業(本省等が行うものに限る。) 本省等は、評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等(以下「データ収集等」という。)を行い、当該事業の予算化について、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くとともに、当該事業の予算化に係る対応方針を決定する。

2) 直轄事業(本省等が行うものを除く。) 地方支分部局等は、データ収集等を行い、評価を受けるために必要な資料(以下「評価に係る資料」という。)を作成するとともに、本省等に提出する。本省等は、当該事業の予算化について、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くとともに、地方支分部局等と協議しつつ、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の予算化に係る対応方針を決定する。

②1) 独立行政法人等施行事業(独立行政法人等が行う補助事業を除く。) 独立行政法人等は、データ収集等を行い、評価に係る資料を作成するとともに、本省等に提出し、新規事業化要求等を行う。本省等は、当該事業の予算化等について、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くとともに、独立行政法人等と協議しつつ、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の予算化等に係る対応方針を決定する。

2) 独立行政法人等施行事業(独立行政法人等が行う補助事業に限る。) 独立行政法人等は、データ収集等を行い、評価に係る資料を作成するとともに(間接補助事業の場合については、地方公共団体と十分な調整を図るものとする。)、本省等に提出し、補助金交付等に係る要求(間接補助事業の場合には地方公共団体が実施)を行う。本省等は、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。

③ 補助事業等 地方公共団体、地方公社又は民間事業者等(国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方公社以外のものをいう。以下同じ。)は、データ収集等を行い、評価に係る資料を作成するとともに、本省等に提出し、補助金交付等に係る要求(間接補助事業の場合には地方公共団体が実施)を行う。本省等は、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。

2 評価結果、採択箇所等の公表及び関係資料の保存

所管部局等（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局、外局又は国土交通省の設置する特別の機関をいう。以下同じ。）は、1 (3) ①1)、①2) 及び②1) に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度の1月末までを目途に、1 (3) ②2) 及び③に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後（年度予算の支出負担行為の実施計画に係らない事業については、独立行政法人等の予算、事業計画及び資金計画に係る国土交通大臣認可の後）、評価結果及び採択箇所等を、評価手法等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所では予算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時に公表するものとする。

また、地方支分部局等、独立行政法人等、地方公共団体等、地方公社又は民間事業者等は、完了後の事後評価実施時点まで費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化の分析を適確に実施するために必要となる関係資料を保存するものとする。

3 一括配分に係る事業に関する特例事項

一括配分に係る事業（地方支分部局等の長が年度予算の支出負担行為の実施計画に関する書類の一部となる計画の作製に係る事務を行う事業）については、以下のとおりとする。

- ① 1 (1) の規定については、「本省、外局又は国土交通省の設置する特別の機関（以下「本省等」という。）」を「地方支分部局等」と読み替えるものとする。
- ② 1 (3) の規定については、以下のとおりとする。
 - 1) 1 (3) ②2) 及び③に掲げる種類の事業については、1 (3) ②2) 及び③の「本省等」を「当該事業を所管する地方支分部局等」と読み替えるものとする。
 - 2) 1) の場合、地方支分部局等は、補助金交付等に係る対応方針を本省等に送付するものとする。
- ③ 2 の規定については、「所管部局等（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局、外局又は国土交通省の設置する特別の機関をいう。以下同じ。）」を「所管部局等（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局、外局又は国土交通省の設置する特別の機関をいう。以下同じ。）及び当該事業を所管する地方支分部局等」と読み替えるものとする。

第5 評価の手法

1 評価手法の策定

- (1) 所管部局等は、事業種別ごとの費用対効果分析を含む評価手法を策定する。なお、事業種別ごとの評価手法の策定に当たっては、評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の1(1)に定める評価手法研究委員会をいう。）等第三者の意見を聴くものとする。
- (2) 大臣官房は、評価手法について事業種別間において共通的に考慮すべき事項（以下、「共通的事項」）について策定する。なお、共通的事項を策定するに当たっては、公共事業評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の3に定める公共事業評価手法研究委員会をいう。）の意見を聴くものとする。
- (3) 大臣官房及び所管部局等は、それぞれ策定した共通的事項及び事業種別ごとの評価手法を公共事業評価システム検討委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第6に定める公共事業評価システム検討委員会をいう。以下「検討委員会」という。）に報告するとともに、策定した評価手法を公表するものとする。
- (4) 評価手法の改善については、第5の1(1)、(2)及び(3)の「策定」を「改善」に読み替えるものとする。

2 評価手法の改善

所管部局等は、評価の精度の向上を図るため、評価の実施の状況等を踏まえ、必要に応じて事業種別ごとに評価手法について検討を加え、その結果に基づいて必要な改善を行うものとする。

また、公共事業評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の3に定める公共事業評価手法研究委員会をいう。）において、評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について検討するものとする。

第6 その他

1 評価に係る重要事項の検討

本要領の改定等の評価に係る重要事項は、検討委員会において検討し、決定するものとする。

2 沖縄における事業の取扱

内閣府に予算が一括計上される事業については、内閣府と十分調整を図るものとする。

3 事業種別ごとの実施要領の細目

所管部局等は、本要領に基づき、事業種別ごとの新規採択時評価についての実施要領の細目を定め、検討委員会に報告するものとする。

第7 施行

- 1 本要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る新規事業採択時評価実施要領（平成21年12月24日改定）」は、廃止する。

国土交通省所管公共事業の再評価実施要領

第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、再評価を実施する。再評価は、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等の評価を行い、事業の継続に当たり、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。

第2 再評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く全ての事業とする。ただし、国土交通省が所管する公共事業のうち、いわゆる「その他施設費」に係る事業の再評価については、別途定めるところによるものとする。

- (1) 直轄事業
- (2) 独立行政法人等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人（以下「独立行政法人等」という。）が行う事業をいう。）
- (3) 補助事業等（国庫からの補助（間接補助を含む。以下同じ。）、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、(2)に該当するものを除く。）

第3 再評価を実施する事業

1 再評価を実施する事業は、以下の事業とする。

- (1) 事業採択後一定期間が経過した時点で未着工の事業

「事業採択」とは、「事業費の予算化」とする（以下同じ。）。また、この場合において、「一定期間」とは、第4の1(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については「3年間」、第4の1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については「5年間」とし、「未着工の事業」とは別紙ー1のとおりとする。

- (2) 事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業

この場合において、「長期間」とは「5年間」とし、「継続中の事業」には一部供用されている事業を含むものとする。

- (3) 準備・計画段階で一定期間が経過している事業。ただし、次に掲げる事業で、着工時の個別事業箇所が明確なものに限る。

- ① 高規格幹線道路に係る事業、地域高規格道路に係る事業、連続立体交差事業等（高速自動車国道又は都市高速道路に係る事業を除く。）で大規模なもの（着工準備費を予算化したものに限る。）。
 - ② 実施計画調査費を予算化したダム事業。
なお、「準備・計画段階」とは、①に掲げる事業については「着工準備費の予算化から事業採択に至るまでの段階」、②に掲げる事業については「実施計画調査費の予算化から河川整備計画に位置づけられるまでの段階」とし、「一定期間」とは、第4の1(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については「3年間」、第4の1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については「5年間」とする。
- (4) 再評価実施後一定期間が経過している事業
この場合において、「再評価実施後一定期間が経過している事業」とは、第4の1(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、「再評価実施後に3年間が経過した時点で継続中又は未着工の事業（一部供用事業を含む。）」とし、第4の1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、「再評価実施後に5年間が経過した時点で継続中又は未着工の事業（一部供用事業を含む。）」とする。
- (5) 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業
この場合において、再評価の実施の必要が生じているかどうかの判断は、再評価の実施主体（第4の1(1)に定める再評価の実施主体をいう。以下同じ。）又は所管部局等（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局をいう。以下同じ。）の長が行うものとする。

2 留意事項

- (1) 高速自動車国道に係る事業、都市高速道路に係る事業及び新幹線鉄道に係る事業については、工事実施計画の認可をもって事業費の予算化が決定されたとみなす。
- (2) 事業費又は着工準備費が予算化された後、都市計画の決定又は変更が行われた事業については、「事業採択」の定義における「事業費の予算化」及び「準備・計画段階」の定義における「着工準備費の予算化」を「都市計画の決定又は変更」に、また、事業費の予算化後、河川整備計画の策定又は変更が行われ、当該事業が河川整備計画の中に位置づけられる事業については、「事業採択」の定義の「事業費の予算化」を「河川整備計画の策定又は変更」に読み替えることができるものとする。

第4 再評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存

1 再評価の実施手続

- (1) 再評価の実施主体は以下のとおりとする。
 - ① 直轄事業にあつては、地方支分部局等。

- ② 独立行政法人等施行事業にあつては、独立行政法人等。
 - ③ 補助事業等にあつては、地方公共団体等、地方公社又は民間事業者等（国、独立行政法人等、地方公共団体等又は地方公社以外のものをいう。以下同じ。）。
- (2) 再評価の実施時期は以下のとおりとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所では予算措置を公表する事業については、概算要求書の財務省への提出時までとする。
- ① 第3の1(1)に該当する事業のうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、事業採択後3年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、事業採択後5年目の年度末までに実施する。
 - ② 第3の1(2)に該当する事業のうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、事業採択後5年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、事業採択後5年目の年度末までに実施する。
 - ③ 第3の1(3)に該当する事業のうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、着工準備費又は実施計画調査費の予算化後3年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、着工準備費又は実施計画調査費の予算化後5年目の年度末までに実施する。
 - ④ 第3の1(4)に該当する事業のうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、再評価実施時から3年間が経過後の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、再評価実施時から5年間が経過後の年度末までに実施する。
- (3) 再評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。
- ① 直轄事業 地方支分部局等は、再評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等（以下「データ収集等」という。）を行い、再評価を受けるために必要な資料（以下「再評価に係る資料」という。）を作成し、直轄事業負担金の負担者である都道府県・政令市等に意見を聴いた上で、事業の継続の方針（必要に応じて事業手法、施設規模等内容の見直し及び配慮すべき事項を含む。）又は中止の方針（中止に伴う事後措置を含む。）（以下「対応方針」という。）（原案）を作成し、学識経験者等の第三者から構成される委員会（以下「事業評価監視委員会」という。）の意見を聴き、対応方針（案）を決定するとともに、対応方針（案）の決定理由等を添えて本省等（本省又は外局をいう。以下同じ。）に提出する。本省等は、地方支分部局等と協議しつつ、対応方針（案）に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。
 - ②1) 独立行政法人等施行事業（独立行政法人等が行う補助事業を除く。） 独立行政法人等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、関係する都

道府県・政令市の意見を聴いた上で、対応方針（原案）を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針（案）を決定するとともに、対応方針（案）の決定理由等を添えて本省等に提出する。本省等は、独立行政法人等と協議しつつ、対応方針（案）に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。

2) 独立行政法人等施行事業（独立行政法人等が行う補助事業に限る。） 独立行政法人等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、地方公共団体等と十分な調整を図った上で事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針を決定するとともに、対応方針の決定理由等を添えて本省等に提出し、必要な場合は補助金交付等に係る要求（間接補助事業の場合には地方公共団体が実施。また、一般国道の新設、改築に係る大臣認可申請を含む。以下同じ。）を行う。本省等は、対応方針及びその決定理由を踏まえ、当該事業の補助金交付等（一般国道の新設、改築に係る大臣認可を含む。以下同じ。）に係る対応方針を決定する。

③ 補助事業等 地方公共団体等、地方公社又は民間事業者等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針を決定するとともに、対応方針の決定理由等を添えて本省等に送付し、必要な場合は補助金交付等に係る要求を行う。本省等は、対応方針及びその決定理由を踏まえ、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。

(4) 河川事業、ダム事業については、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定・変更を行った場合には、再評価の手続きが行われたものとして位置付けるものとする。また、独立行政法人等施行事業においても、河川整備計画の策定・変更の手続きの実施主体は地方支分部局等又は地方公共団体とする。

2 再評価結果、対応方針等の公表及び関係資料の保存

対応方針の決定者及び所管部局等は、1 (3) ①及び②1) に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度の1月末までを目途に、1 (3) ②2) 及び③に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後（年度予算の支出負担行為の実施計画に係らない事業については、独立行政法人等の予算、事業計画及び資金計画に係る国土交通大臣認可の後）、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所では予算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時に公表するものとする。

また、再評価の実施主体は、完了後の事後評価実施時点まで費用対効果分析の算定

基礎となった要因の変化の分析を適確に実施するために必要となる関係資料を保存するものとする。

3 一括配分に係る事業に関する特例事項

一括配分に係る事業（地方支分部局等の長が年度予算の支出負担行為の実施計画に関する書類の一部となる計画の作製に係る事務を行う事業）については、以下のとおりとする。

① 1 (3)の規定については、以下のとおりとする。

1) 1 (3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、1 (3)②2)及び③の「本省等」を「当該事業を所管する地方支分局等」と読み替えるものとする。

2) 1)の場合、地方支分部局等は、補助金交付等に係る対応方針等を本省等へ送付するものとする。

② 2の規定については、「所管部局等」を「所管部局等及び当該事業を所管する地方支分部局等」と読み替えるものとする。

第5 再評価の手法

1 再評価手法の策定

(1) 所管部局等は、事業種別ごとの費用対効果分析を含む再評価手法を策定する。なお、事業種別ごとの再評価手法の策定に当たっては、評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の1に定める評価手法研究委員会をいう。）に意見を聴くものとする。

(2) 大臣官房は、評価手法について事業種別間において共通的に考慮すべき事項（以下、「共通的事項」）について策定する。なお、共通的事項を策定するに当たっては、公共事業評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の3に定める公共事業評価手法研究委員会をいう。）の意見を聴くものとする。

(3) 大臣官房及び所管部局等は、それぞれ策定した共通的事項及び事業種別ごとの再評価手法を公共事業評価システム検討委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第6に定める公共事業評価システム検討委員会をいう。以下「検討委員会」という。）に報告するとともに、策定した再評価手法を公表するものとする。

(4) 再評価手法の改善については、第5の1 (1)、(2)及び(3)の「策定」を「改善」に読み替えるものとする。

2 再評価手法の改善

所管部局等は、再評価の精度の向上を図るため、再評価の実施の状況等を踏まえ、必要に応じて事業種別ごとに再評価手法について検討を加え、その結果に基づいて必要な改善を行うものとする。

また、公共事業評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の3に定める公共事業評価手法研究委員会をいう。）において、再評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について検討するものとする。

3 再評価の視点

再評価を行う際の視点は以下のとおりとする。

① 事業の必要性等に関する視点

1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化

事業採択の際の前提となっている需要の見込みや地元情勢の変化等事業を巡る社会経済情勢等の変化状況等。

2) 事業の投資効果

事業の投資効果やその変化。

原則として再評価を実施する全事業について費用対効果分析を実施するものとする。

なお、事業採択時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合で、かつ、事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が著しく大きい等費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合にあっては、再評価実施主体は、費用対効果分析を実施しないことができるものとする。

3) 事業の進捗状況

再評価を実施する事業の進捗率、残事業の内容等。

② 事業の進捗の見込みの視点

事業の実施のめど、進捗の見通し等。

③ コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

技術の進展に伴う新工法の採用等による新たなコスト縮減の可能性や事業手法、施設規模等の見直しの可能性。

4 対応方針又は対応方針（案）決定の考え方

① 3の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあって、③の視点による再評価により事業の見直しを図る必要がないと判断できる場合には、事業を継続することができるものとする。

② 3の①の視点による再評価又は②の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあって、③の視点による再評価に基づき、事業手法、施設規模等の見直しを実施することによって3の①の視点による再評

価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあっては、当該見直しを実施した上で事業を継続することができるものとする。

また、3の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断される場合にあっては、③の視点による再評価に基づく事業の見直しを実施することで事業の効率化が図られると判断できる場合においては、当該見直しを実施した上で事業を継続することができるものとする。

③ 3の①の視点による再評価又は②の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあって、③の視点による再評価により、事業手法、施設規模等の見直しを実施した場合においても継続が妥当と判断できない場合は、事業を中止するものとする。

④ 河川事業、ダム事業については、河川整備計画の策定・変更にあたり、学識経験者等から構成される委員会等が設置され、審議中である場合には、その審議状況を踏まえて、当面の事業の対応方針について判断するものとする。

第6 事業評価監視委員会

再評価の実施主体の長は、再評価に当たって事業評価監視委員会を設置し、意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

1 事業評価監視委員会の設置

再評価の実施主体の長は、再評価の実施に当たり第三者の意見を求める諮問機関として、事業評価監視委員会を設置するものとする。事業評価監視委員会は、地方支分部局等、都道府県、政令指定都市又は独立行政法人等ごとに原則として1つ設置するものとするが、都道府県又は政令指定都市については、必要に応じ事業種別を勘案して複数設置することができるものとする。なお、自ら事業評価監視委員会を設置する方法に代えて、独立行政法人等は地方支分部局等の事業評価監視委員会に、市町村等（政令指定都市を除く。）は都道府県の事業評価監視委員会に、地方公社又は民間事業者等は地方公共団体の事業評価監視委員会に依頼する方法も採りうるものとする。

2 事業評価監視委員会における審議対象事業

事業評価監視委員会は、再評価の実施主体が再評価を実施する全ての事業の対応方針（原案）について審議するものとする。

3 事業評価監視委員会の役割

事業評価監視委員会は、再評価の実施手続きを監視し、当該事業に関して再評価の実施主体が作成した対応方針（原案）に対して審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、意見の具申を行うものとする。

4 事業評価監視委員会における審議方法

審議方法は、各事業評価監視委員会が決定する。その際、審議の公開又は議事録の公表等により審議過程の透明性を確保するとともに、事業の特性に応じた判断や技術的判断等が可能な運営となるよう配慮するものとする。

5 事業評価監視委員会の意見の尊重

再評価の実施主体の長は、事業評価監視委員会より意見の具申があったときは、これを最大限尊重し、対応を図るものとする。

6 河川整備計画の点検の手続きによる場合の取扱

河川事業、ダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を行うものとする。

第7 その他

1 再評価に係る重要事項の検討

本要領の改定等の再評価に係る重要事項は、検討委員会において検討し、決定するものとする。

2 所管部局等と各再評価の実施主体との密接な連携、調整

所管部局等と各再評価の実施主体は、ヒアリング、相談等により、密接な連携、調整を図るものとする。

3 沖縄における事業の取扱

内閣府に予算が一括計上される事業については、内閣府と十分調整を図るものとする。

4 事業種別ごとの実施要領の細目

所管部局等は、本要領に基づき、事業種別ごとの再評価についての実施要領の細目を定め、検討委員会に報告するものとする。

第8 施行

1 本要領は、平成22年4月1日から施行する。

2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（平成21年12月24日改定）」は、廃止する。

第9 経過措置

1 第4の1(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、以下のとおり経過措置を設ける。

(1) 平成22年度に、以下に該当する事業については、平成23年1月末までを目途に再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。

- ① 事業採択後5年間が経過して未着工の事業
- ② 事業採択後10年間が経過して継続中の事業
- ③ 準備・計画段階で5年間が経過している事業
- ④ 再評価実施後5年間が経過して継続中又は未着工の事業

(2) (1)に該当する事業を除き、平成22年度に、第3の1に該当する事業及び第3の1に規定する期間を超過している事業については、平成24年1月末までを目途に再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表することができるものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業については、原則として平成24年度予算の概算要求書の財務省への提出時までとする。

2 第4の1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、以下のとおり経過措置を設ける。

(1) 平成22年度に、事業採択後10年間が経過して継続中の事業については、平成22年度末までに再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。

(2) (1)に該当する事業を除き、平成22年度に、第3の1(2)に該当する事業及び第3の1(2)に規定する期間を超過している事業については、平成23年度末までに再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表することができるものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業については、原則として平成24年度予算の概算要求書の財務省への提出時までとする。

「事業採択後一定期間経過後で未着工の事業」の定義

事業名	未着工の定義
河川事業	用地買収手続、工事ともに未着手
ダム事業	用地買収手続、工事ともに未着手
砂防・地すべり対策事業	用地買収手続、工事ともに未着手
海岸事業	用地買収手続、工事ともに未着手
道路、街路事業	用地買収手続、工事ともに未着手
土地区画整理事業	用地買収手続、仮換地指定、建物移転、工事ともに未着手
市街地再開発事業	権利変換計画又は管理処分計画が未決定、かつ用地買収手続又は補償手続に未着手
港湾整備事業	工事に未着手
空港整備事業	設置告示がなされていない又は用地買収手続等に未着手
航空路整備事業	実施設計又はシステム設計に未着手
都市・幹線鉄道、 鉄道防災	工事に未着手
新幹線鉄道	工事に未着手
航路標識	工事に未着手
住宅市街地基盤整備事業	道路、公園、下水道、河川等の公共施設整備事業について、通常事業に準じて設定
住宅市街地総合整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
下水道事業	用地買収手続、工事ともに未着手
都市公園等事業	用地買収手続、工事ともに未着手

国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領

第1 目的

国土交通省の所管するいわゆる「その他施設費」に係る事業について、効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、再評価を実施する。再評価は、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等の評価を行い、事業の継続に当たり、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。

第2 再評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、財政法（昭和22年法律第34号）第4条第1項に規定する公共事業費に係る事業であって、国土交通省の所管するいわゆる「その他施設費」に係る事業のうち、原則として、以下の事業を除く全ての事業とする。

- ・ 維持・管理に係る事業
- ・ 災害復旧に係る事業
- ・ 試験研究機関の施設・設備等他の評価手法が確立し、かつ、実施されているものに係る事業
- ・ 条約等国際間の取決めに基づき実施される事業
- ・ 極少額の事業（5,000万円以下の事業）
- ・ 調査に係る事業

なお、対象とする事業の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 直轄事業
- (2) 独立行政法人等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人（以下「独立行政法人等」という。）が行う事業をいう。）
- (3) 補助事業等（国庫からの補助（間接補助を含む。以下同じ。）、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、(2)に該当するものを除く。）

第3 再評価を実施する事業

再評価を実施する事業は、以下の事業とする。

1 事業採択後一定期間が経過した時点で未着工の事業

「事業採択」とは、「事業費の予算化」とする（以下同じ。）。また、この場合において、「一定期間」とは「3年間」、「未着工の事業」とは別紙-1のとおりとする。

2 事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業

この場合において、「長期間」とは「5年間」とし、「継続中の事業」には一部供用されている事業を含むものとする。

3 再評価実施後一定期間が経過している事業

この場合において、「再評価実施後一定期間が経過している事業」とは、「再評価実施後に3年間が経過した時点で継続中又は未着工の事業（一部供用事業を含む）。」とする。

4 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

この場合において、再評価の実施の必要が生じているかどうかの判断は、再評価の実施主体（第4の1(1)に定める再評価の実施主体をいう。以下同じ。）又は所管部局等（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局、外局又は国土交通省の設置する特別の機関をいう。以下同じ。）の長が行うものとする。

第4 再評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存

1 再評価の実施手続

(1) 再評価の実施主体は以下のとおりとする。

- ① 直轄事業で本省等（本省、外局又は国土交通省の設置する特別の機関をいう。以下同じ。）が行う事業にあつては本省等、地方支分部局等が行う事業にあつては地方支分部局等。
- ② 独立行政法人等施行事業にあつては、独立行政法人等。
- ③ 補助事業等にあつては、地方公共団体、地方公社又は民間事業者等（国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方公社以外のものをいう。以下同じ。）。

(2) 再評価の実施時期は以下のとおりとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所では予算措置を公表する事業については、概算要求書の財務省への提出時までとする。

- ① 第3の1に該当する事業のうち、(3)①1)、①2)及び②1)に掲げる種類の事業については、事業採択後3年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、事業採択後3年目の年度末までに実施する。
- ② 第3の2に該当する事業のうち、(3)①1)、①2)及び②1)に掲げる種類の事業については、事業採択後5年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、事業採択後5年目の年度末までに実施する。
- ③ 第3の3に該当する事業のうち、(3)①1)、①2)及び②1)に掲げる種類の事業については、再評価実施時から3年後の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及

び③に掲げる種類の事業については、再評価実施時から3年間が経過後の年度末までに実施する。

(3) 再評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

①1) 直轄事業（本省等が行うものに限る。） 本省等は、再評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等（以下「データ収集等」という。）を行い、事業評価監視委員会の意見を聴き、事業の継続の方針（必要に応じて事業手法、施設規模等内容の見直し及び配慮すべき事項を含む。）又は中止の方針（中止に伴う事後措置を含む。）（以下「対応方針」という。）を決定する。

2) 直轄事業（本省等が行うものを除く。） 地方支分部局等は、データ収集等を行い、再評価を受けるために必要な資料（以下「再評価に係る資料」という。）を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針（案）を決定するとともに、対応方針（案）の決定理由等を添えて本省等に提出する。本省等は、地方支分部局等と協議しつつ、対応方針（案）に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。

②1) 独立行政法人等施行事業（独立行政法人等が行う補助事業を除く。） 独立行政法人等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針（案）を決定するとともに、対応方針（案）の決定理由等を添えて本省等に提出する。本省等は、独立行政法人等と協議しつつ、対応方針（案）に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。

2) 独立行政法人等施行事業（独立行政法人等が行う補助事業に限る。） 独立行政法人等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、地方公共団体等と十分な調整を図った上で事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針を決定するとともに、対応方針の決定理由等を添えて本省等に提出し、必要な場合は補助金交付等に係る要求（間接補助事業の場合には地方公共団体が実施）を行う。本省等は、対応方針及びその決定理由を踏まえ、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。

③ 補助事業等 地方公共団体、地方公社又は民間事業者等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針を決定するとともに、対応方針の決定理由等を添えて本省等に送付し、必要な場合は補助金交付等に係る要求（間接補助事業の場合には地方公共団体が実施）を行う。本省等は、対応方針及びその決定理由を踏まえ、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。

2 事業評価監視委員会の活用

再評価の実施主体は、再評価に当たって「国土交通省所管公共事業の再評価実施要

領」第6に定める事業評価監視委員会を設置し、意見を聴き、その意見を尊重するものとする。なお、直轄事業で本省等が行う事業については、原則として所管部局等ごとに事業評価監視委員会を設置するものとする。

3 再評価結果、対応方針等の公表及び関係資料の保存

対応方針の決定者及び所管部局等は、1(3)①1)、①2)及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度の1月末までを目途に、1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後(年度予算の支出負担行為の実施計画に係らない事業については、独立行政法人等の予算、事業計画及び資金計画に係る国土交通大臣認可の後)、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所です予算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時に公表するものとする。

また、再評価の実施主体は、完了後の事後評価実施時点まで費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化の分析を適確に実施するために必要となる関係資料を保存するものとする。

4 一括配分に係る事業に関する特例事項

一括配分に係る事業(地方支分部局等の長が年度予算の支出負担行為の実施計画に関する書類の一部となる計画の作製に係る事務を行う事業)については、以下のとおりとする。

① 1(3)の規定については、以下のとおりとする。

1) 1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、1(3)②2)及び③の「本省等」を「当該事業を所管する地方支分部局等」と読み替えるものとする。

2) 1)の場合、地方支分部局等は、補助金交付等に係る対応方針等を本省等に送付するものとする。

② 3の規定については、「所管部局等」を「所管部局等及び当該事業を所管する地方支分部局等」と読み替えるものとする。

第5 再評価の手法

1 再評価手法の策定

(1) 所管部局等は、事業種別ごとの費用対効果分析を含む再評価手法を策定する。なお、事業種別ごとの再評価手法の策定に当たっては、評価手法研究委員会(「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の1に定める評価手法研究委員会をいう。)等第三者の意見を聴くものとする。

- (2) 大臣官房は、評価手法について事業種別間において共通的に考慮すべき事項（以下、「共通的事項」）について策定する。なお、共通的事項を策定するに当たっては、公共事業評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の3に定める公共事業評価手法研究委員会をいう。）の意見を聴くものとする。
- (3) 大臣官房及び所管部局等は、それぞれ策定した共通的事項及び事業種別ごとの再評価手法を公共事業評価システム検討委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第6に定める公共事業評価システム検討委員会をいう。以下「検討委員会」という。）に報告するとともに、策定した再評価手法を公表するものとする。
- (4) 再評価手法の改善については、第5の1(1)、(2)及び(3)の「策定」を「改善」に読み替えるものとする。

2 再評価手法の改善

所管部局等は、再評価の精度の向上を図るため、再評価の実施の状況等を踏まえ、必要に応じて事業種別ごとに再評価手法について検討を加え、その結果に基づいて必要な改善を行うものとする。

また、公共事業評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の3に定める公共事業評価手法研究委員会をいう。）において、再評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について検討するものとする。

3 再評価の視点

再評価を行う際の視点は以下のとおりとする。

① 事業の必要性等に関する視点

1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化

事業採択の際の前提となっている需要の見込みや地元情勢の変化等事業を巡る社会経済情勢等の変化状況等。

2) 事業の投資効果

事業の投資効果やその変化。

原則として再評価を実施する全事業について費用対効果分析を実施するものとする。

なお、事業採択時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合で、かつ、事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が著しく大きい等費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合にあっては、再評価実施主体は、費用対効果分析を実施しないことができるものとする。

3) 事業の進捗状況

再評価を実施する事業の進捗率、残事業の内容等。

② 事業の進捗の見込みの視点

事業の実施のめど、進捗の見通し等。

③ コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

技術の進展に伴う新工法の採用等による新たなコスト縮減の可能性や事業手法、施設規模等の見直しの可能性。

4 対応方針又は対応方針（案）決定の考え方

① 3の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあって、③の視点による再評価により事業の見直しを図る必要がないと判断できる場合には、事業を継続することができるものとする。

② 3の①の視点による再評価又は②の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあって、③の視点による再評価に基づき、事業手法、施設規模等の見直しを実施することによって3の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあっては、当該見直しを実施した上で事業を継続することができるものとする。

また、3の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断される場合にあって、③の視点による再評価に基づく事業の見直しを実施することで事業の効率化が図られると判断できる場合においては、当該見直しを実施した上で事業を継続することができるものとする。

③ 3の①の視点による再評価又は②の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあって、③の視点による再評価により、事業手法、施設規模等の見直しを実施した場合においても継続が妥当と判断できない場合は、事業を中止するものとする。

第6 その他

1 再評価に係る重要事項の検討

本要領の改定等の再評価に係る重要事項は、検討委員会において検討し、決定するものとする。

2 所管部局等と各再評価の実施主体との密接な連携、調整

所管部局等と各再評価の実施主体は、ヒアリング、相談等により、密接な連携、調整を図るものとする。

3 沖縄における事業の取扱

内閣府に予算が一括計上される事業については、内閣府と十分調整を図るものとする。

る。

4 事業種別ごとの実施要領の細目

所管部局等は、本要領に基づき、事業種別ごとの再評価についての実施要領の細目を定め、検討委員会に報告するものとする。

第7 施行

- 1 本要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領（平成21年12月24日改定）」は、廃止する。

第8 経過措置

- 1 第4の1(3)①1)、①2)及び②1)に掲げる種類の事業については、以下のとおり経過措置を設ける。
 - (1) 平成22年度に、事業採択後7年間が経過して継続中の事業については、平成23年1月末までを目途に再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所予算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。
 - (2) (1)に該当する事業を除き、平成22年度に、第3の2に該当する事業及び第3の2に規定する期間を超過している事業については、平成24年1月末までを目途に再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表することができるものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所予算措置を公表する事業については、原則として平成24年度予算の概算要求書の財務省への提出時までとする。
- 2 第4の1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、以下のとおり経過措置を設ける。
 - (1) 平成22年度に、事業採択後7年間が経過して継続中の事業については、平成22年度末までに再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に個別箇所予算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。
 - (2) (1)に該当する事業を除き、平成22年度に、第3の2に該当する事業及び第3

の2に規定する期間を超過している事業については、平成23年度末までに再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表することができるものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所予算措置を公表する事業については、原則として平成24年度予算の概算要求書の財務省への提出時までとする。

「事業採択後一定期間経過後で未着工の事業」の定義

事業名	未着工の定義
国土交通本省施設整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
官庁営繕事業	用地買収手続、工事ともに未着手
小笠原諸島振興開発事業	用地買収手続、工事ともに未着手
離島振興特別事業	用地買収手続、工事ともに未着手
国土地理院施設整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
地方整備局施設整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
北海道開発局施設整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
気象官署施設整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
海上保安官署施設整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
船舶建造事業	船舶の建造工事に未着手

国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領(改定)

参考

原文	改定
第4 評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存 1 評価の実施手続 (2) 評価の実施時期は、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度末までとする。ただし、個別箇所で予算内示をされる事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。	第4 評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存 1 評価の実施手続 (2) 評価の実施時期は、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度末までとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表するで予算内示をされる事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。
2 評価結果、採択箇所等の公表及び関係資料の保存 所管部局等(国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局をいう。以下同じ。)は、1(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度の1月末までを目途に、1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後(年度予算の支出負担行為の実施計画に係らない事業については、独立行政法人等の予算、事業計画及び資金計画に係る国土交通大臣認可の後)、評価結果及び採択箇所等を、評価手法等とともに公表するものとする。ただし、個別箇所で予算内示をされる事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時に公表するものとする。	2 評価結果、採択箇所等の公表及び関係資料の保存 所管部局等(国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局をいう。以下同じ。)は、1(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度の1月末までを目途に、1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後(年度予算の支出負担行為の実施計画に係らない事業については、独立行政法人等の予算、事業計画及び資金計画に係る国土交通大臣認可の後)、評価結果及び採択箇所等を、評価手法等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表するで予算内示をされる事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時に公表するものとする。
第8 施行 1 本要領は、平成21年12月24日から施行する。 2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領(平成21年6月1日改定)」は、廃止する。	第8 施行 1 本要領は、平成22年4月1日から施行する。 2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領(平成21年12月24日改定)」は、廃止する。

国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る新規事業採択時評価実施要領(改定)

原文	改定
第4 評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存 1 評価の実施手続 (2) 評価の実施時期は、(3)①1)、①2)及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度末までとする。ただし、個別箇所です予算内示をされる事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。	第4 評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存 1 評価の実施手続 (2) 評価の実施時期は、(3)①1)、①2)及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度末までとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所です予算措置を公表する予算内示をされる事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。
2 評価結果、採択箇所等の公表及び関係資料の保存 所管部局等(国土交通省の各事業を所管する本省内部部局、外局又は国土交通省の設置する特別の機関をいう。以下同じ。)は、1(3)①1)、①2)及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度の1月末までを目途に、1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後(年度予算の支出負担行為の実施計画に係らない事業については、独立行政法人等の予算、事業計画及び資金計画に係る国土交通大臣認可の後)、評価結果及び採択箇所等を、評価手法等とともに公表するものとする。ただし、個別箇所です予算内示をされる事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時に公表するものとする。	2 評価結果、採択箇所等の公表及び関係資料の保存 所管部局等(国土交通省の各事業を所管する本省内部部局、外局又は国土交通省の設置する特別の機関をいう。以下同じ。)は、1(3)①1)、①2)及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度の1月末までを目途に、1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後(年度予算の支出負担行為の実施計画に係らない事業については、独立行政法人等の予算、事業計画及び資金計画に係る国土交通大臣認可の後)、評価結果及び採択箇所等を、評価手法等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所です予算措置を公表する予算内示をされる事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時に公表するものとする。
第7 施行 1 本要領は、平成21年12月24日から施行する。 2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る新規事業採択時評価実施要領(平成21年6月1日改定)」は、廃止する。	第7 施行 1 本要領は、平成22年4月1日から施行する。 2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る新規事業採択時評価実施要領(平成21年12月24日改定)」は、廃止する。

国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(改定)

原文	改定
第3 再評価を実施する事業 1 再評価を実施する事業は、以下の事業とする。 (1) 事業採択後一定期間が経過した時点で未着工の事業 「事業採択」とは、「事業費の予算化」とする(以下同じ。)。また、この場合において、「一定期間」とは「5年間」、「未着工の事業」とは別紙-1のとおりとする。	第3 再評価を実施する事業 1 再評価を実施する事業は、以下の事業とする。 (1) 事業採択後一定期間が経過した時点で未着工の事業 「事業採択」とは、「事業費の予算化」とする(以下同じ。)。また、この場合において、「一定期間」とは、第4の1(3)①及び②に掲げる種類の事業については「3年間」、第4の1(3)②及び③に掲げる種類の事業については「5年間」とし、「未着工の事業」とは別紙-1のとおりとする。
(2) 事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業 この場合において、「長期間」とは「10年間」とし、「継続中の事業」には一部供用されている事業を含むものとする。 なお、事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業については、再評価の実施主体(第4の1(1)に定める再評価の実施主体をいう。以下同じ。)又は所管部局等(国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局をいう。以下同じ。)の長が、社会経済情勢等の動向、事業の進捗状況等を踏まえ、再評価を実施することが適当かどうかについて予備的な検討を行い、再評価の実施の必要性を判断するものとする。ただし、事業採択時における予定事業実施期間が5年以内の事業であって、大幅に事業実施期間が延びる見込みの事業については、再評価を実施するものとする。	(2) 事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業 この場合において、「長期間」とは「5+0年間」とし、「継続中の事業」には一部供用されている事業を含むものとする。 なお、事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業については、再評価の実施主体(第4の1(1)に定める再評価の実施主体をいう。以下同じ。)又は所管部局等(国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局をいう。以下同じ。)の長が、社会経済情勢等の動向、事業の進捗状況等を踏まえ、再評価を実施することが適当かどうかについて予備的な検討を行い、再評価の実施の必要性を判断するものとする。ただし、事業採択時における予定事業実施期間が5年以内の事業であって、大幅に事業実施期間が延びる見込みの事業については、再評価を実施するものとする。
(3) 準備・計画段階で一定期間が経過している事業。ただし、次に掲げる事業で、着工時の個別事業箇所が明確なものに限る。 ① 高規格幹線道路に係る事業、地域高規格道路に係る事業、連続立体交差事業等(高速自動車国道又は都市高速道路に係る事業を除く。)で大規模なもの(着工準備費を予算化したものに限る。)。 ② 実施計画調査費を予算化したダム事業。 なお、「準備・計画段階」とは、①に掲げる事業については「着工準備費の予算化から事業採択に至るまでの段階」、②に掲げる事業については「実施計画調査費の予算化から河川整備計画に位置づけられるまでの段階」とし、「一定期間」とは、5年間とする。	(3) 準備・計画段階で一定期間が経過している事業。ただし、次に掲げる事業で、着工時の個別事業箇所が明確なものに限る。 ① 高規格幹線道路に係る事業、地域高規格道路に係る事業、連続立体交差事業等(高速自動車国道又は都市高速道路に係る事業を除く。)で大規模なもの(着工準備費を予算化したものに限る。)。 ② 実施計画調査費を予算化したダム事業。 なお、「準備・計画段階」とは、①に掲げる事業については「着工準備費の予算化から事業採択に至るまでの段階」、②に掲げる事業については「実施計画調査費の予算化から河川整備計画に位置づけられるまでの段階」とし、「一定期間」とは、第4の1(3)①及び②に掲げる種類の事業については「3年間」、第4の1(3)②及び③に掲げる種類の事業については「5年間」とする。
(4) 再評価実施後一定期間が経過している事業 この場合において、「再評価実施後一定期間が経過している事業」とは、「再評価実施後に別紙-2に示す期間が経過した時点で継続中又は未着工の事業(一部供用事業を含む。)」とする。	(4) 再評価実施後一定期間が経過している事業 この場合において、「再評価実施後一定期間が経過している事業」とは、第4の1(3)①及び②に掲げる種類の事業については、「再評価実施後に別紙-2に示す期間3年間が経過した時点で継続中又は未着工の事業(一部供用事業を含む。)」とする。し、第4の1(3)②及び③に掲げる種類の事業については、「再評価実施後に5年間が経過した時点で継続中又は未着工の事業(一部供用事業を含む。)」とする。
(5) 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業 この場合において、再評価の実施の必要が生じているかどうかの判断は、再評価の実施主体又は所管部局等の長が行うものとする。	(5) 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業 この場合において、再評価の実施の必要が生じているかどうかの判断は、再評価の実施主体(第4の1(1)に定める再評価の実施主体をいう。以下同じ。)又は所管部局等(国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局をいう。以下同じ。)の長が行うものとする。

第4 再評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存 1 再評価の実施手続 (2) 再評価の実施時期は以下のとおりとする。ただし、個別箇所です算内示をされる事業については、概算要求書の財務省への提出時までとする。	第4 再評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存 1 再評価の実施手続 (2) 再評価の実施時期は以下のとおりとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所です算措置を公表する予算内示をされる事業については、概算要求書の財務省への提出時までとする。
① 第3の1(1)に該当する事業のうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、事業採択後5年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、事業採択後5年目の年度末までに実施する。	① 第3の1(1)に該当する事業のうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、事業採択後35年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、事業採択後5年目の年度末までに実施する。
② 第3の1(2)に該当する事業のうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、事業採択後10年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、事業採択後10年目の年度末までに実施する。ただし、第3の1(2)に掲げる予備的な検討については、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業にあつては、事業採択後5年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業にあつては、事業採択後5年目の年度末までに実施し、その結果、再評価を実施することとなった事業及び事業採択時における予定事業実施期間が5年以内の事業であつて、大幅に事業実施期間が延びる見込みの事業については、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業にあつては、事業採択後5年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業にあつては、事業採択後5年目の年度末までに再評価を実施する。	② 第3の1(2)に該当する事業のうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、事業採択後5+10年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、事業採択後5+10年目の年度末までに実施する。ただし、第3の1(2)に掲げる予備的な検討については、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業にあつては、事業採択後5年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業にあつては、事業採択後5年目の年度末までに実施し、その結果、再評価を実施することとなった事業及び事業採択時における予定事業実施期間が5年以内の事業であつて、大幅に事業実施期間が延びる見込みの事業については、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業にあつては、事業採択後5年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業にあつては、事業採択後5年目の年度末までに再評価を実施する。
③ 第3の1(3)に該当する事業のうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、着工準備費又は実施計画調査費の予算化後5年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、着工準備費又は実施計画調査費の予算化後5年目の年度末までに実施する。	③ 第3の1(3)に該当する事業のうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、着工準備費又は実施計画調査費の予算化後35年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、着工準備費又は実施計画調査費の予算化後5年目の年度末までに実施する。
④ 第3の1(4)に該当する事業のうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、再評価実施時から別紙-2に示す期間経過後の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、再評価実施時から別紙-2に示す期間経過後の年度末までに実施する。	④ 第3の1(4)に該当する事業のうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、再評価実施時から3年間が別紙-2に示す期間経過後の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、再評価実施時から5年間が別紙-2に示す期間経過後の年度末までに実施する。
(3) 再評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。 ① 直轄事業 地方支分部局等は、関係する地方公共団体等の意見等再評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等(以下「データ収集等」という。)を行い、再評価を受けるために必要な資料(以下「再評価に係る資料」という。)を作成し、事業の継続の方針(必要に応じて事業手法、施設規模等内容の見直し及び配慮すべき事項を含む。)(以下「対応方針」という。)(案)を決定するとともに、対応方針(案)の決定理由等を添えて本省等(本省又は外局をいう。以下同じ。))に提出する。本省等は、地方支分部局等と協議しつつ、対応方針(案)に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。	(3) 再評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。 ① 直轄事業 地方支分部局等は、関係する地方公共団体等の意見等再評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等(以下「データ収集等」という。)を行い、再評価を受けるために必要な資料(以下「再評価に係る資料」という。)を作成し、直轄事業負担金の負担者である都道府県・政令市等に意見を聴いた上で、事業の継続の方針(必要に応じて事業手法、施設規模等内容の見直し及び配慮すべき事項を含む。)(又は中止の方針(中止に伴う事後措置を含む。)(以下「対応方針」という。)(原案)を作成し、学識経験者等の第三者から構成される委員会(以下「事業評価監視委員会」という。))の意見を聴き、事業の継続の方針(必要に応じて事業手法、施設規模等内容の見直し及び配慮すべき事項を含む。)(又は中止の方針(中止に伴う事後措置を含む。)(以下「対応方針」という。)(案)を決定するとともに、対応方針(案)の決定理由等を添えて本省等(本省又は外局をいう。以下同じ。))に提出する。本省等は、地方支分部局等と協議しつつ、対応方針(案)に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。

②1) 独立行政法人等施行事業(独立行政法人等が行う補助事業を除く。) 独立行政法人等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、対応方針(案)を決定するとともに、対応方針(案)の決定理由等を添えて本省等に提出する。本省等は、独立行政法人等と協議しつつ、対応方針(案)に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。 2) 独立行政法人等施行事業(独立行政法人等が行う補助事業に限る。) 独立行政法人等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、地方公共団体等と十分な調整を図った上で対応方針を決定するとともに、対応方針の決定理由等を添えて本省等に提出し、必要場合は補助金交付等に係る要求(間接補助事業の場合には地方公共団体が実施。また、一般国道の新設、改築に係る大臣認可申請を含む。以下同じ。)を行う。本省等は、対応方針及びその決定理由を踏まえ、当該事業の補助金交付等(一般国道の新設、改築に係る大臣認可を含む。以下同じ。)に係る対応方針を決定する。	②1) 独立行政法人等施行事業(独立行政法人等が行う補助事業を除く。) 独立行政法人等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、関係する都道府県・政令市の意見を聴いた上で、対応方針(原案)を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針(案)を決定するとともに、対応方針(案)の決定理由等を添えて本省等に提出する。本省等は、独立行政法人等と協議しつつ、対応方針(案)に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。 2) 独立行政法人等施行事業(独立行政法人等が行う補助事業に限る。) 独立行政法人等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、地方公共団体等と十分な調整を図った上で事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針を決定するとともに、対応方針の決定理由等を添えて本省等に提出し、必要場合は補助金交付等に係る要求(間接補助事業の場合には地方公共団体が実施。また、一般国道の新設、改築に係る大臣認可申請を含む。以下同じ。)を行う。本省等は、対応方針及びその決定理由を踏まえ、当該事業の補助金交付等(一般国道の新設、改築に係る大臣認可を含む。以下同じ。)に係る対応方針を決定する。
③ 補助事業等 地方公共団体等、地方公社又は民間事業者等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、対応方針を決定するとともに、対応方針の決定理由等を添えて本省等に送付し、必要場合は補助金交付等に係る要求を行う。本省等は、対応方針及びその決定理由を踏まえ、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。	③ 補助事業等 地方公共団体等、地方公社又は民間事業者等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針を決定するとともに、対応方針の決定理由等を添えて本省等に送付し、必要場合は補助金交付等に係る要求を行う。本省等は、対応方針及びその決定理由を踏まえ、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。
2 再評価結果、対応方針等の公表及び関係資料の保存 対応方針の決定者及び所管部局等は、1(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度の1月末までを目途に、1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後(年度予算の支出負担行為の実施計画に係らない事業については、独立行政法人等の予算、事業計画及び資金計画に係る国土交通大臣認可の後)、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、個別箇所です予算内示をされる事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時に公表するものとする。	2 再評価結果、対応方針等の公表及び関係資料の保存 対応方針の決定者及び所管部局等は、1(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度の1月末までを目途に、1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後(年度予算の支出負担行為の実施計画に係らない事業については、独立行政法人等の予算、事業計画及び資金計画に係る国土交通大臣認可の後)、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所です予算措置を公表する予算内示をされる事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時に公表するものとする。
第6 事業評価監視委員会 再評価の実施主体の長は、再評価に当たって学識経験者等の第三者から構成される委員会を設置し、意見を聴き、その意見を尊重するものとする。	第6 事業評価監視委員会 再評価の実施主体の長は、再評価に当たって事業評価監視委員会学識経験者等の第三者から構成される委員会を設置し、意見を聴き、その意見を尊重するものとする。
1 事業評価監視委員会の設置 再評価の実施主体の長は、再評価の実施に当たり第三者の意見を求める諮問機関として、学識経験者等から構成される委員会(以下「事業評価監視委員会」という。)を設置するものとする。事業評価監視委員会は、地方支分部局等、都道府県、政令指定都市又は独立行政法人等ごとに原則として1つ設置するものとするが、都道府県又は政令指定都市については、必要に応じ事業種別を勘案して複数設置することができるものとする。なお、自ら事業評価監視委員会を設置する方法に代えて、独立行政法人等は地方支分部局等の事業評価監視委員会に、市町村等(政令指定都市を除く。)は都道府県の事業評価監視委員会に、地方公社又は民間事業者等は地方公共団体の事業評価監視委員会に依頼する方法も採りうるものとする。	1 事業評価監視委員会の設置 再評価の実施主体の長は、再評価の実施に当たり第三者の意見を求める諮問機関として、学識経験者等から構成される委員会(以下「事業評価監視委員会」という。)を設置するものとする。事業評価監視委員会は、地方支分部局等、都道府県、政令指定都市又は独立行政法人等ごとに原則として1つ設置するものとするが、都道府県又は政令指定都市については、必要に応じ事業種別を勘案して複数設置することができるものとする。なお、自ら事業評価監視委員会を設置する方法に代えて、独立行政法人等は地方支分部局等の事業評価監視委員会に、市町村等(政令指定都市を除く。)は都道府県の事業評価監視委員会に、地方公社又は民間事業者等は地方公共団体の事業評価監視委員会に依頼する方法も採りうるものとする。
第8 施行 1 本要領は、平成21年12月24日から施行する。 2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(平成21年6月1日改定)」は、廃止する。	第8 施行 1 本要領は、平成22年4月1日から施行する。 2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(平成21年12月24日改定)」は、廃止する。

第9 経過措置

1 第4の1(3)①及び②(1)に掲げる種類の事業については、以下のとおり経過措置を設ける。

(1) 平成22年度に、以下に該当する事業については、平成23年1月末までを目途に再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。

- ① 事業採択後5年間が経過して未着工の事業
- ② 事業採択後10年間が経過して継続中の事業
- ③ 準備・計画段階で5年間が経過している事業
- ④ 再評価実施後5年間が経過して継続中又は未着工の事業

(2) (1)に該当する事業を除き、平成22年度に、第3の1に該当する事業及び第3の1に規定する期間を超過している事業については、平成24年1月末までを目途に再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表することができるものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業については、原則として平成24年度予算の概算要求書の財務省への提出時までとする。

2 第4の1(3)②(2)及び③に掲げる種類の事業については、以下のとおり経過措置を設ける。

(1) 平成22年度に、事業採択後10年間が経過して継続中の事業については、平成22年度末までに再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。

(2) (1)に該当する事業を除き、平成22年度に、第3の1(2)に該当する事業及び第3の1(2)に規定する期間を超過している事業については、平成23年度末までに再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表することができるものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業については、原則として平成24年度予算の概算要求書の財務省への提出時までとする。

事業名	未着工の定義
河川事業	用地買収手続、工事ともに未着手
ダム事業	用地買収手続、工事ともに未着手
砂防・地すべり対策・ 急傾斜地崩壊対策・国 崩対策・海岸事業	用地買収手続、工事ともに未着手
道路・街路事業	用地買収手続、工事ともに未着手
土地区画整理事業	用地買収手続、仮換地指定、建物移転、工事ともに未着手
市街地再開発事業	権利変換計画又は管理処分計画が未決定、かつ用地買収手続又は補償手続に未着手
港湾整備事業	工事に未着手
空港整備事業	設置告示がなされていない又は用地買収手続等に未着手
航空路整備事業	実施設計又はシステム設計に未着手
都市・幹線鉄道、 鉄道防災	工事に未着手
新幹線鉄道	工事に未着手
航路復旧	工事に未着手
公営住宅整備事業等	工事に未着手
住宅宅地関連公共 施設整備促進事業	道路、公園、下水道、河川等の公共施設整備事業について、通常事業に準じて設定
都市計画道路・河川等の 整備事業、都市公園等	用地買収手続、工事ともに未着手
下水道事業	用地買収手続、工事ともに未着手
都市公園等事業	用地買収手続、工事ともに未着手

事業名	未着工の定義
河川事業	用地買収手続、工事ともに未着手
ダム事業	用地買収手続、工事ともに未着手
砂防・地すべり対策	用地買収手続、工事ともに未着手
色澤土地開発事業 緑地帯・海岸事業	
海岸事業	用地買収手続、工事ともに未着手
道路、街路事業	用地買収手続、工事ともに未着手
土地区画整理事業	用地買収手続、仮換地指定、建物移転、工事ともに未着手
市街地再開発事業	権利変換計画又は管理処分計画が未決定、かつ用地買収手続又は補償手続に未着手
港湾整備事業	工事に未着手
空港整備事業	設置告示がなされていない又は用地買収手続等に未着手
航空路整備事業	実施設計又はシステム設計に未着手
都市・路線鉄道、 鉄道防災	工事に未着手
新幹線建設	工事に未着手
航空橋梁	工事に未着手
公共住宅建設事業等	工事着手済み
住宅・福祉施設等公共 施設建設事業市街地整 頓整備事業	道路、公園、下水道、河川等の公共施設整備事業について、当該事業に準じて設定
住宅市街地総合整備事 業	用地買収手続、工事ともに未着手
住宅市街地総合整備事 業	用地買収手続、工事ともに未着手
住宅市街地総合整備事 業	用地買収手続、工事ともに未着手
下水道事業	用地買収手続、工事ともに未着手
都市公園等事業	用地買収手続、工事ともに未着手

・四

・「再評価実施後一定期間」の定義

事業名	直轄事業	独立行政法人等執行事業	補助事業等
河川事業	5年	5年	5年
ダム事業	5年	5年	5年
砂防・地すべり対策・急傾斜地 崩壊対策・雪崩対策・海岸事業	5年	-	5年
道路事業・街路事業	5年	5年	5年
土地区画整理事業	-	5年	5年
市街地再開発事業	-	5年	5年
港湾整備事業	5年	-	5年
空港整備事業	5年	5年	5年
航空路整備事業	5年	-	-
都市・幹線鉄道、鉄道防災	-	5年	5年
新幹線鉄道事業	-	5年	-
航路標識	5年	-	-
公営住宅整備事業等	-	-	5年
住宅宅地関連公共施設整備促進 事業	-	5年	5年
住宅市街地整備総合支援事業、 密集住宅市街地整備促進事業、 住宅地区改良事業等	-	5年	5年
下水道事業	-	-	10年
都市公園等事業	10年	5年	5年

注) 平成10年度に再評価を実施した事業については、必要に応じて、本表に示す期間
に再評価を実施することができる。四

削除

国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領(改定)

原文	改定
第3 再評価を実施する事業 2 事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業 この場合において、「長期間」とは「7年間」とし、「継続中の事業」には一部供用されている事業を含むものとする。 なお、事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業については、再評価の実施主体(第4の1(1)に定める再評価の実施主体をいう。以下同じ。)又は所管部局等(国土交通省の各事業を所管する本省内部部局、外局又は国土交通省の設置する特別の機関をいう。以下同じ。)の長が、社会経済情勢等の動向、事業の進捗状況等を踏まえ、再評価を実施することが適当かどうかについて予備的な検討を行い、再評価の実施の必要性を判断するものとする。ただし、事業採択時における予定事業実施期間が5年以内の事業であって、大幅に事業実施期間が延びる見込みの事業については、再評価を実施するものとする。	第3 再評価を実施する事業 2 事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業 この場合において、「長期間」とは「57年間」とし、「継続中の事業」には一部供用されている事業を含むものとする。 —なお、事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業については、再評価の実施主体(第4の1(1)に定める再評価の実施主体をいう。以下同じ。)又は所管部局等(国土交通省の各事業を所管する本省内部部局、外局又は国土交通省の設置する特別の機関をいう。以下同じ。)の長が、社会経済情勢等の動向、事業の進捗状況等を踏まえ、再評価を実施することが適当かどうかについて予備的な検討を行い、再評価の実施の必要性を判断するものとする。ただし、事業採択時における予定事業実施期間が5年以内の事業であって、大幅に事業実施期間が延びる見込みの事業については、再評価を実施するものとする。
4 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業 この場合において、再評価の実施の必要が生じているかどうかの判断は、再評価の実施主体又は所管部局等の長が行うものとする。	4 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業 この場合において、再評価の実施の必要が生じているかどうかの判断は、再評価の実施主体(第4の1(1)に定める再評価の実施主体をいう。以下同じ。)又は所管部局等(国土交通省の各事業を所管する本省内部部局、外局又は国土交通省の設置する特別の機関をいう。以下同じ。)の長が行うものとする。
第4 再評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存 1 再評価の実施手続 (2) 再評価の実施時期は以下のとおりとする。ただし、個別箇所です予算内示をされる事業については、概算要求書の財務省への提出時までとする。	第4 再評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存 1 再評価の実施手続 (2) 再評価の実施時期は以下のとおりとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所です予算措置を公表する予算内示をされる事業については、概算要求書の財務省への提出時までとする。
② 第3の2に該当する事業のうち、(3)①1)、①2)及び②1)に掲げる種類の事業については、事業採択後7年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、事業採択後7年目の年度末までに実施する。ただし、第3の2に掲げる予備的な検討については、(3)①1)、①2)及び②1)に掲げる種類の事業にあつては、事業採択後5年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業にあつては、事業採択後5年目の年度末までに実施し、その結果、再評価を実施することとなった事業及び事業採択時における予定事業実施期間が5年以内の事業であつて、大幅に事業実施期間が延びる見込みの事業については、(3)①1)、①2)及び②1)に掲げる種類の事業にあつては、事業採択後5年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業にあつては、事業採択後5年目の年度末までに再評価を実施する。	② 第3の2に該当する事業のうち、(3)①1)、①2)及び②1)に掲げる種類の事業については、事業採択後57年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、事業採択後57年目の年度末までに実施する。ただし、第3の2に掲げる予備的な検討については、(3)①1)、①2)及び②1)に掲げる種類の事業にあつては、事業採択後5年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業にあつては、事業採択後5年目の年度末までに実施し、その結果、再評価を実施することとなった事業及び事業採択時における予定事業実施期間が5年以内の事業であつて、大幅に事業実施期間が延びる見込みの事業については、(3)①1)、①2)及び②1)に掲げる種類の事業にあつては、事業採択後5年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業にあつては、事業採択後5年目の年度末までに再評価を実施する。
(3) 再評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。 ①1) 直轄事業(本省等が行うものに限る。)本省等は、再評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等(以下「データ収集等」という。)を行い、事業の継続の方針(必要に応じて事業手法、施設規模等内容の見直し及び配慮すべき事項を含む。)又は中止の方針(中止に伴う事後措置を含む。)(以下「対応方針」という。)を決定する。 2) 直轄事業(本省等が行うものを除く。)地方支分部局等は、データ収集等を行い、再評価を受けるために必要な資料(以下「再評価に係る資料」という。)を作成し、対応方針(案)を決定するとともに、対応方針(案)の決定理由等を添えて本省等に提出する。本省等は、地方支分部局等と協議しつつ、対応方針(案)に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。	(3) 再評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。 ①1) 直轄事業(本省等が行うものに限る。)本省等は、再評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等(以下「データ収集等」という。)を行い、事業評価監視委員会の意見を聴き、事業の継続の方針(必要に応じて事業手法、施設規模等内容の見直し及び配慮すべき事項を含む。)又は中止の方針(中止に伴う事後措置を含む。)(以下「対応方針」という。)を決定する。 2) 直轄事業(本省等が行うものを除く。)地方支分部局等は、データ収集等を行い、再評価を受けるために必要な資料(以下「再評価に係る資料」という。)を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針(案)を決定するとともに、対応方針(案)の決定理由等を添えて本省等に提出する。本省等は、地方支分部局等と協議しつつ、対応方針(案)に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。

②1) 独立行政法人等施行事業(独立行政法人等が行う補助事業を除く。) 独立行政法人等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、対応方針(案)を決定するとともに、対応方針(案)の決定理由等を添えて本省等に提出する。本省等は、独立行政法人等と協議しつつ、対応方針(案)に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。 2) 独立行政法人等施行事業(独立行政法人等が行う補助事業に限る。) 独立行政法人等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、地方公共団体等と十分な調整を図った上で対応方針を決定するとともに、対応方針の決定理由等を添えて本省等に提出し、必要な場合は補助金交付等に係る要求(間接補助事業の場合には地方公共団体が実施)を行う。本省等は、対応方針及びその決定理由を踏まえ、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。	②1) 独立行政法人等施行事業(独立行政法人等が行う補助事業を除く。) 独立行政法人等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針(案)を決定するとともに、対応方針(案)の決定理由等を添えて本省等に提出する。本省等は、独立行政法人等と協議しつつ、対応方針(案)に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。 2) 独立行政法人等施行事業(独立行政法人等が行う補助事業に限る。) 独立行政法人等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、地方公共団体等と十分な調整を図った上で事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針を決定するとともに、対応方針の決定理由等を添えて本省等に提出し、必要な場合は補助金交付等に係る要求(間接補助事業の場合には地方公共団体が実施)を行う。本省等は、対応方針及びその決定理由を踏まえ、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。
③ 補助事業等 地方公共団体、地方公社又は民間事業者等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、対応方針を決定するとともに、対応方針の決定理由等を添えて本省等に送付し、必要な場合は補助金交付等に係る要求(間接補助事業の場合には地方公共団体が実施)を行う。本省等は、対応方針及びその決定理由を踏まえ、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。	③ 補助事業等 地方公共団体、地方公社又は民間事業者等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針を決定するとともに、対応方針の決定理由等を添えて本省等に送付し、必要な場合は補助金交付等に係る要求(間接補助事業の場合には地方公共団体が実施)を行う。本省等は、対応方針及びその決定理由を踏まえ、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。
3 再評価結果、対応方針等の公表及び関係資料の保存 対応方針の決定者及び所管部局等は、1(3)①1)、①2)及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度の1月末までを目途に、1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後(年度予算の支出負担行為の実施計画に係らない事業については、独立行政法人等の予算、事業計画及び資金計画に係る国土交通大臣認可の後)、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、個別箇所です予算内示をされる事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時に公表するものとする。	3 再評価結果、対応方針等の公表及び関係資料の保存 対応方針の決定者及び所管部局等は、1(3)①1)、①2)及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度の1月末までを目途に、1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後(年度予算の支出負担行為の実施計画に係らない事業については、独立行政法人等の予算、事業計画及び資金計画に係る国土交通大臣認可の後)、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所です予算措置を公表する予算内示をされる事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時に公表するものとする。
第7 施行 1 本要領は、平成21年12月24日から施行する。 2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領(平成21年6月1日改定)」は、廃止する。	第7 施行 1 本要領は、平成22年4月1日から施行する。 2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領(平成21年12月24日改定)」は、廃止する。

第8 経過措置

1 第4の1(3)①1、①2及び②1に掲げる種類の事業については、以下のとおり経過措置を設ける。

(1) 平成22年度に、事業採択後7年間が経過して継続中の事業については、平成23年1月末までを目途に再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所です算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。

(2) (1)に該当する事業を除き、平成22年度に、第3の2に該当する事業及び第3の2に規定する期間を超過している事業については、平成24年1月末までを目途に再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表することができるものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所です算措置を公表する事業については、原則として平成24年度予算の概算要求書の財務省への提出時までとする。

2 第4の1(3)②2及び③に掲げる種類の事業については、以下のとおり経過措置を設ける。

(1) 平成22年度に、事業採択後7年間が経過して継続中の事業については、平成22年度末までに再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所です算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。

(2) (1)に該当する事業を除き、平成22年度に、第3の2に該当する事業及び第3の2に規定する期間を超過している事業については、平成23年度末までに再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表することができるものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所です算措置を公表する事業については、原則として平成24年度予算の概算要求書の財務省への提出時までとする。

別紙-1

四

「事業採択後一定期間経過後で未着工の事業」の定義

事業名	未着工の定義
観光基盤施設整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
国土交通本省施設整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
官庁官舎事業	用地買収手続、工事ともに未着手
小笠原諸島振興開発事業	用地買収手続、工事ともに未着手
離島振興特別事業	用地買収手続、工事ともに未着手
国土地理院施設整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
地方整備局施設整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
北海道開発局施設整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
気象官署施設整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
海上保安官署施設整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
船舶建造事業	船舶の建造工事に未着手

別紙-1

四

「事業採択後一定期間経過後で未着工の事業」の定義

事業名	未着工の定義
観光基盤施設整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
国土交通本省施設整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
官庁官舎事業	用地買収手続、工事ともに未着手
小笠原諸島振興開発事業	用地買収手続、工事ともに未着手
離島振興特別事業	用地買収手続、工事ともに未着手
国土地理院施設整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
地方整備局施設整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
北海道開発局施設整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
気象官署施設整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
海上保安官署施設整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
船舶建造事業	船舶の建造工事に未着手